

婦人相談所等の概要

1 目的及び対象（売春防止法 34 条）

婦人相談所は、婦人保護事業実施の中核機関として各都道府県に設置（47 か所）され、次の業務を実施。

- ① 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応じること。
- ② 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに付随して行う必要な指導を行うこと。
- ③ 要保護女子の一時保護を行うこと。

なお、平成 14 年 4 月からは、配偶者暴力防止法第 3 条に規定される、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

2 来所による相談主訴別の状況（平成 13 年度）

総数	売春・不純異性交遊	夫婦の暴力	離婚問題・家庭不和	帰住先・住居問題	経済関係	医療関係	子どもの問題	親族間の問題	その他
(100%) 16,864	(1.1%) 179	(33.5%) 5,647	(15.6%) 2,633	(11.1%) 1,869	(6.9%) 1,160	(6.5%) 1,101	(5.2%) 879	(5.1%) 864	(15.0%) 2,532

配偶者からの暴力被害者の相談の状況（平成 14 年度上半期）

区分	相談実人員		相談延べ員	
	うち DV 被害者女性		うち DV 被害者女性	
総数	105,148	24,778 : 23.6 %	180,493	48,912 : 27.1 %

※ 平成 13 年度の相談主訴別状況については、来所相談のみ。平成 14 年度上半期については、来所相談に加え、電話相談も含む。

（家庭福祉課調べ）

3 職員の配置基準等（婦人相談所に関する政令 第 1 条及び第 2 条）

- (1) 所長 事務吏員又は技術吏員であって婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているもののうちから任用しなければならない。
- (2) 職員 判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

（参考）職員配置状況（平成 14 年 4 月 1 日現在）

所長	判定員	相談指導員	婦人相談員	医師	事務職員	その他	計
47	83	116	206	62	105	166	785 人

4 婦人相談員

婦人相談員は、売春防止法第 35 条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うこととされている。

平成 14 年 4 月 1 日現在 47 都道府県 452 名、176 市 353 名配置。

また、配偶者暴力防止法第 4 条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

（参考）婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた相談別状況（平成 13 年度）

	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談	その他 (手紙等)
		電話・巡回相 談等による	外国人から の相談				
実人員	(100%) 192,729	(35.3%) 68,114	4,985	1,356	(1.5%) 2,852	(62.6%) 120,717	(0.6%) 1,046
延べ件数	(100%) 314,535	(50.7%) 159,567	16,396	3,895	(1.8%) 5,541	(46.4%) 145,952	(1.1%) 3,475